

別紙 1 防災棟施設計画要領

1. 防災棟の構成

防災棟においては、主に以下の諸室を想定し、概ね6,500㎡規模の建築物とすること。

執務室・会議室は、災害時・平時など様々な局面において柔軟な活用が可能な空間構成に配慮すること。（P.13～P.14 必要諸室及び仕様を参照のこと）

分類	想定 設置階	主要諸室	
防災 危機 管理室	2階	執務室	・ 室長室、危機管理課、防災推進課の設置
		災害対策本部 室・オペレーシ ョンルーム	・ 災害時の拠点本部となる「倉敷市災害対策本部」 を設置 ・ 本部機能に必要なとなるマルチモニター、緊急情報 システム等（別途発注）を設置可能な施設・設備 ・ 災害の規模や種類に応じた柔軟な空間構成、平時 における有効活用
消防局	2階	執務室	・ 局長室、消防総務課、警防課、予防課、危険物保 安課の設置
		災害対策室	・ 災害時に「倉敷市消防局災害対策本部」を設置 ・ 本部機能に必要なとなる高機能テレビ会議システ ム、マルチスクリーン等（別途発注）を設置可能 な施設・設備
		消防団室	・ 平時は消防団の打合せ等で活用し、災害時には災 害対策本部室と連携
水道局	3階	執務室	・ 水道事業管理者室、水道総務課、水道営業課、水 道管理課、給水課、水道建設課、備南水道事業団 執務室の設置
		会議室・入札室	・ 災害時は水道局の災害対策室として活用
	1階	水道営業窓口	—
共用 諸室	1階	リエゾン室※ （会議室）	・ 平時は会議室としても利用
		ホール・ロビー	・ 災害時、資材仕分け等に利用可能な多目的スペ ース
		その他	・ シャワー室、仮眠室等
	各階	その他	・ トイレ、給湯室、倉庫、書庫
情報 通信	3階	情報センター・ データセンター	・ 本庁舎5階から段階的に機能に移転し、防災棟用 のネットワーク機器（別途発注）を配置可能な施 設・設備
設備 関連 諸室	3階	受変電設備室・ 非常用発電機室	・ 本庁舎地階から機能に移転・集約し、防災棟及び 本庁舎に電力を供給
		MDF室	・ 本庁舎地階から機能に移転し、通信回線を引込・ 分配する設備を配置
	1階	中央監視室	・ 本庁舎地階から機能に移転し、防災棟及び本庁舎 の建築設備等の制御状況等を監視
その他	各階	共用廊下・ 連絡通路等	・ 本庁舎との連絡通路は2階にて接続

※情報連絡員として、大規模災害の際に、国・県など関係機関から市に派遣される職員が使用する室

別紙1 防災棟施設計画要領

2. 施設全体の要求水準

防災棟の施設計画内容は、次のとおりである。なお、既存設備との取り合いが発生する箇所においては、十分な現場調査を実施し、庁舎機能の継続性に影響がないように計画・施工すること。

■施設全体	
建築	
外観計画	・ 本庁舎や駐車場棟との調和に配慮するとともに、庁舎にふさわしい外観とすること。また、周辺地域の景観調和にも配慮すること。 ・ 窓の設置にあたっては隣接建物との視線の交錯に配慮すること。 ・ 建物デザインは、温室効果ガス削減や機能性を重視したデザインとすること。
配置計画	・ 駐車場棟の西側、本庁舎の北側に配置すること。具体的な配置位置は【別添資料15】建物配置に従うこと。 ・ 本庁舎と別棟扱いになるよう建物を配置するとともに、本庁舎と接続する連絡通路を設置すること。 ・ 安全で分かりやすい施設配置とし、避難誘導や救助活動が容易に行えるよう配慮すること。 ・ 適切な各諸室天井高さの確保、本庁舎との接続高さ等を考慮の上、近隣への圧迫感を軽減できるよう建物ボリュームの低減を図ること。 ・ 北西側隣地に対する建物影響を最小限とするため、敷地境界からの離隔を確保した配置とすること。 ・ 周辺地域住民の生活環境及び周辺事業者の事業環境に十分に配慮を行い、プライバシー保護や騒音対策、景観に配慮すること。 ・ ポケットパークは災害時の市民への土嚢の受け渡し場所として想定しているため、ポケットパークの面積縮小はできるだけ抑えるとともに、非常時には車を横付けできるようにすること。
外部動線計画	・ 既存歩行者等動線の維持に努めること。 ・ 障がい者や高齢者等の快適かつ安全な移動に配慮すること。 ・ 本庁舎、駐車場（別途整備するごみ処理場跡地を活用した平面駐車場を含む）、バス停等から防災棟に円滑にアプローチできるよう配慮し、出入口を設置すること。 ・ 防災棟建設に伴い既存プロムナード（水路を含む）の改修が必要となる場合においても、現況同様に歩行者及び自転車が通行できるよう動線の確保に努めること。 ・ 西側道路（駅前古城池霞橋線）から防災棟及び本庁舎への歩行者等動線に配慮した建物計画とすること。既存の歩行者等動線を遮断しないよう、建物1階には西側道路からのアプローチ幅員以上のピロティを確保すること。 ・ 緊急車両に加えて給水車、マイクロバス、トラックも西側道路及び敷地内通路から直接防災棟へアプローチ出来る動線を確保すること。また、これらの車両が敷地外へスムーズに退去できるよう配慮すること。なお、車両の最大サイズとして

別紙 1 防災棟施設計画要領

	<u>4 tトラックを想定すること。</u>
建物内動線計画	・ 利用者の利便性、バリアフリー化、安全性、防災性（避難誘導の容易さなど）を考慮した内部動線とすること。 ・ 市民等の来庁者、職員、いずれも迷うことなく円滑に利用にできる内部動線となるよう配慮すること。 ・ 来庁者利用空間と執務空間を明確に区分する等、市民等の来庁者と職員の動線のすみ分けに配慮すること。 ・ 利便性を考慮し、適切な台数のエレベーターを設置すること。また、物資の搬出入や仮置き等も想定したホールを備えること。
平面計画	・ 本施設を構成する各諸室の使用状況、所管課及びセキュリティ区分を踏まえたゾーニングとすること。 ・ 平面計画に当たっては、施設や諸室の特性を把握し、利便性、安全性、防災性（避難誘導の容易さなど）、プライバシー確保、遮音性能などを考慮すること。なお、平面構成の検討材料として【別添資料16】基本計画図を提供する。 ・ 1階は、平常時は会議室として利用するリエゾン室を中心に構成すること。 ・ 災害発生時には、災害対策本部室とオペレーションルーム等が効果的に連携できるよう配慮すること。 ・ 将来の間仕切り変更や部屋の用途変更、改修工事の容易性などを考慮すること。 ・ 廊下、ホール等は障がい者等の利用や緊急時の往来、物資の仮置き等に配慮した幅員・面積等とすること。 ・ 執務空間は各部署においてフリーアドレスなどを考慮したレイアウト（ユニバーサルレイアウト等）が可能な平面計画とすること。また、打ち合わせ等が行える小会議スペースを確保すること。
断面計画	・ 1階中央監視室の床高さは現状地盤面より1,200mm以上とするとともに、現況地盤面+2,700mmの浸水も想定し、止水などにより中央監視機能を維持できるようにすること。<u>（設置階は1階を必須としないが利便性やコスト、浸水対策等のバランスを勘案すると1階への設置が望ましい。）</u> ・ その他の1階諸室は、防水板等により浸水対策を行うこと。 ・ 2階レベルで本庁舎と連絡通路で接続させるため、本庁舎の断面構成を考慮した階高設定を行うこと。 ・ 断面計画の検討材料として【別添資料16】基本計画図を提供する。
仕上げ計画	・ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。 ・ 外装等の仕上げは構造躯体の保護を考慮すること。 ・ 内装仕上げ材は、各部門、諸室の用途、利用内容や形態など各部署の特性に配慮したものとする。 ・ 仕上げ材は、長寿命で耐久性に優れ、かつ、清掃・補修等がしやすいなど維持管理が容易なものを選定すること。 ・ 施設修繕時及び解体時に環境汚染を引き起こさない内外装材を選定すること。 ・ 危険な凹凸を避ける、怪我をしない素材を使用するなど、利用者の安全性に配慮すること。 ・ 各室の用途・機能に応じて断熱、吸音、遮音材を十分検討し

別紙 1 防災棟施設計画要領

	て採用すること。
安全・防犯計画	・ バルコニー、屋外階段等を設ける場合は、落下防止に配慮すること。 ・ 間仕切り部の建具等のガラスは、安全性を確保すること。 ・ 施設の防犯については、不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点等から安全管理に配慮した施設とすること。 ・ 開庁時間外において、来庁者エリアから執務室への侵入防止を考慮すること。ただし、職員は執務室への出入りができるよう、動線の確保もしくはセキュリティシステムを設置すること。 ・ 防災棟 1 階出入口、本庁舎との連絡通路の出入口（防災棟側、本庁舎側双方）にカード認証等による開錠システムを設置すること。 ・ 個人情報等の重要な情報資産を適切に管理、保護するため、書庫等では入退室管理設備を導入する等の情報セキュリティ対策を講じること。 ・ 防災棟のグランドマスターキーは本庁舎のグランドマスターキーと同一とすること。
防災計画・BCP	・ 火災等の災害時には、容易かつ安全に避難することができる建物とし、特に障がい者等の自力で避難が困難な利用者（要介助者等）には十分に配慮すること。 ・ 建物内外について災害時の避難動線を確保し利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄り付きにも配慮すること。 ・ 地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性の確保に配慮すること。 ・ 洪水ハザードマップ等を踏まえ災害発生時にも建物機能を維持できるよう配慮すること。特にライフラインの確保に配慮すること。 ・ 災害対策復旧時間を72時間とし、インフラ途絶時も72時間の電力供給に耐えうるものとする。
ユニバーサルデザイン	・ ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、全ての利用者が円滑かつ快適に利用できる庁舎を実現すること。
環境配慮計画	・ 倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針に基づき、また、官庁施設の環境保全性基準を踏まえて、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による省エネルギー評価においてZEB-Ready以上の認証を得られる建物性能とすること。 ・ クールくらしきアクションプランの啓発効果も念頭に、来庁者へのアピールにも配慮すること。 ・ 周辺地域に対して日光の反射や、設備機器等から日常的に発生する騒音、振動、排気ガスなどをできるだけ低減できるように配慮すること。
維持管理計画	・ 建物の長寿命化に配慮し、ライフサイクルコスト低減効果の高い建物とすること。 ・ 建物の冷暖房負荷の低減を図り、電気、ガス、水道等の水光熱費の抑制に配慮すること。 ・ 在宅勤務やウェブ会議等働き方の変化への対応、間取りの可変性、設備面での更新、将来の情報通信技術等への対応にも配慮すること。

別紙 1 防災棟施設計画要領

	・ 設備更新や維持管理を容易に行うことができるよう配慮すること。
外構計画	・ 別紙 3 「外構施設計画要領」を参照すること。
サイン計画	・ 障がい者や子ども、高齢者、外国人など全ての人に配慮したユニバーサルなサインとすること。 ・ わかりやすく、視認性に優れたサインとすること。 ・ 将来において、諸室の配置が変更となった場合にも容易に対応可能なサインとすること。 ・ 現在地及び各施設の出入口位置及び施設名や、各窓口の業務案内、室名等が容易に分かるよう、適切に内外部のサインを設置すること。 ・ 外部サイン（字体等を含む）のデザインは、敷地内及び周辺地域の景観に配慮したものとする。
昇降機設備	・ 必要台数を確保するとともに、ストレッチャーや什器類の搬入等にも配慮すること。 ・ 地震後の自動診断機能等、防災棟の機能を維持できること。 ・ 操作部等の感染症対策に配慮すること。
連絡通路	・ 「岡山県建築基準法等運用基準（開放廊下で接続する場合の取り扱いについて）」等に基づく「別棟扱い」の構造とすること。 ・ 設置階については上記「断面計画」を参照のこと。 ・ 連絡通路の設置に関する本庁舎側の対応は別紙 2 「本庁舎長寿命化等改修施設計画要領」を参照すること。連絡通路両端の出入口は、バリアフリー化に配慮すること。
構造	
耐震性能	・ 施設の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づき、次の基準以上とすること。 ➤ 構造体の耐震安全性：Ⅱ類 ➤ 非構造部材の耐震安全性：A類 ➤ 設備の耐震安全性：甲類 ・ 免震構造以外の場合、サーバールーム等は床免震とすること。対象室については諸室性能表を参照とすること。
耐久性能	・ 原則として鉄筋コンクリート造とし、建築工事標準仕様書／同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める耐久性能「標準（計画供用期間おおそ65年）」を確保すること。 ・ 鉄骨造の提案の場合も、鉄筋コンクリート造の場合と同等の耐久性能を確保するものとし、防錆等の適切な措置を施すこと。
設備全般	
一般事項	・ 設備方式、機器選定、施工にあたっては、耐久性、信頼性、耐震性、維持管理性、省エネルギー性、安全性に配慮すること。 ・ 更新及びメンテナンスを考慮し、各設備室や設備シャフト内には更新用の予備スペースや将来対応の空配管等を設置すること。 ・ 各設備機器は用途等に応じて、リスク分散、冗長性に配慮し選定すること。故障時にも速やかに修理対応が可能なものと

別紙 1 防災棟施設計画要領

	し、交換・保守部品が、容易に入手可能なものとする。 ・ 各設備機器及び設置場所は、修繕、更新時などの搬入出経路（昇降機設備が利用できない場合の揚重機械等の設置スペース含む）の確保等、維持管理の容易性に配慮すること。 ・ ライフサイクルコストの低減に配慮すること。 ・ 大雨、強風、雷等の気象災害に対する被害防止対策を講じること。 ・ 通信、情報設備、中央監視制御設備等は、電源の瞬時電圧低下等により機能停止を招かぬよう、停電対策を行うこと。 ・ 水害時の基準とする浸水高さは現況地盤面+1,200mmと想定すること。浸水高さ現況地盤面+1,200mm以下に設置されるコンセントや設備機器は、浸水時に他所へ影響を及ぼさないように配慮すること。また、上記に加え、現況地盤面+2,700mmの浸水時に防災棟電源、通信機能等が消失しないように対策を行うこと。
電気設備	
受変電設備	・ 高圧受変電設備を敷地全体の第1受電点として、防災棟に電気室を設置すること。 ・ 本庁舎の地下受変電設備の受電点変更に伴い、本庁舎、駐車場棟供給用の受変電設備を防災棟に新設し給電すること。（別紙2参照） ・ 中央監視制御装置から機器の集中監視及び遠隔操作が行え、商用電源が途絶しても、継続して集中監視及び遠隔操作が可能なものを採用すること。なお、中央監視制御装置が停止してもローカル機器で自動及び手動制御が行えるものとする。 ・ 各変電所の変圧器容量は、防災棟分、既存電気室分（本庁舎、駐車場棟）に本庁舎空調更新に伴う増設分、将来的な駐車場棟の電気自動車増加分（50台程度の普通充電を想定）を見込むこと。また、電気自動車のさらなる普及等も見据え、変圧器増設スペースを十分見込んでおくこと。なお、電気自動車の充電容量は、1.5kW/台を想定、また同時使用に係る需要率を適切に見込むこと。
発電設備	・ 停電時に法令上求められる防災負荷及び機能維持に必要な電力供給を確保するための非常用発電設備（高圧）を設置すること。 ・ 本発電機は、防災棟、本庁舎、駐車場棟へ給電を行うのに十分な容量（参考値600kW*2台）を確保すること。また、当該機器故障時、保守時に発電機能の対応が可能なように分割すること。 ・ 防災棟の防災負荷対象は、データセンター、サーバー室、災害対策本部室・オペレーションルーム、災害対策室、各執務室等の単相電源及び同室の空調設備、左記の他各室単相負荷を負荷対象とすること。その他給水ポンプも同負荷に見込むこと。 ・ 昇降機設備については、防災負荷とすること。ただし、浸水時には使用ができない為、浸水時は、手動にて切り離しが可能なものとする。 ・ 燃料貯蔵容量については、設定発電機の消費燃料に基づき、防災棟負荷運転72時間分を地下タンクとして貯蔵すること。

別紙 1 防災棟施設計画要領

	浸水時にも機能を阻害されない様に配慮すること。なお、本庁舎非常用負荷対象運転時は、上記の72時間運転を要求しないものとし、合理的貯蔵量とすること。 ・ 使用燃料は、調達が容易で、より長期間の保存が可能な油種とすること。 ・ 本庁舎の負荷対象は、別紙2を参照すること。 ・ 手動または自動により遮断器を投入することにより、全ての負荷への選択電源供給が行えるものとする。
太陽光発電設備	・ 屋上に光熱費削減効果、外観、維持管理などを考慮し可能な限り太陽光発電設備を設置すること。なお、下限値は特に定めのないものとする。 ・ パワーコンディショナー、系統連系保護装置、接続箱等は、周辺環境、電力損失等を考慮して、適切な仕様を選定し、適切な場所に設置すること。 ・ 設置場所は構造や強度、当該場所に応じた耐風荷重、耐震性を考慮すること。 ・ 太陽光発電設備は、受変電設備等と系統連系して使用可能とすること。また受変電設備の停電時は自立運転が可能なものとする。 ・ 自立運転時の供給負荷は、停電時等における運用を想定し、有効な場所の照明、コンセント等に供給すること。 ・ 電力監視設備で運転状況、状態監視等が監視、制御ができるよう配慮すること。また、太陽光発電設備の電力、電力量なども計測、計量が可能なものとする。
電力貯蔵設備	・ 防災棟の受変電設備、中央監視設備、サーバー室、データセンター等を負荷対象とした、無停電電源装置を設けること。 ・ 無停電電源装置は、蓄電池による10分以上運転時間を確保すること（参考値80kW*3台）。当該機器故障時、保守時に無停電電源装置機能の対応が可能なように分割すること。 データセンター総容量は、120kW以上でその他の負荷は、60kWとし、原則的に単相負荷を想定（1Φ3線200/100V）している、このことを踏まえ容量の計画をすること。 ・ 無停電電源装置は、保守時にも、電力供給を停止することのない冗長性をもったものとする。 ・ 受変電設備の年間点検時に、二次側の電源が消失しないよう、低圧分電盤に発電車からの電源を接続可能なよう配慮すること。また、建物に設置される電源接続口に電源供給可能な位置までの発電車の寄り付きにも配慮すること。 ・ 防災棟の受変電設備制御用、及び本庁舎、駐車場棟の全非常照明として専用の電力貯蔵設備を設置すること。 ・ その他、本庁舎の電力貯蔵設備の制御にも防災棟に設置する電力貯蔵設備から供給を行うこと。
動力設備	・ 動力制御盤は、将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込むこと。 ・ 動力設備の監視及び制御は、動力制御盤の盤面により行えるものとし、かつ、電力監視設備からの遠隔操作、自動制御を可能とすること。 ・ 動力制御盤は電力の計測（空調設備、ポンプ等）が可能な回路構成とすること。 ・ インバーター制御を行う場合、インバーター故障時に商用電源

別紙 1 防災棟施設計画要領

	による100%運転が可能のように、バイパス回路を構成すること。 ・ 低圧動力盤に発電車からの電源を接続可能とし、受変電設備の年間点検時に、二次側の電源が消失しないよう配慮すること。（データセンター等の空調用動力を含む）
電灯設備	・ 分電盤は、将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込むこと。 ・ 電灯設備の監視及び制御は、必要に応じて、安全性及び保全性を考慮して、必要となる動作、警報表示等が行えるものとする。 ・ 各執務機能を考慮し十分な照度の確保に配慮すること。 ・ 点滅区分を適正に設定し、こまめな消灯ができるよう配慮すること。また、人感センサー制御やゾーンニング制御等により、照明による消費電力の低減を図ること。 ・ 照明器具は、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うとともに、維持管理の容易性にも配慮すること。 ・ 器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。 ・ 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は外光や人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。 ・ その他、必要に応じて保安照明を設置すること。
コンセント設備	・ 拡張性に配慮すること。 ・ 部屋の用途及び目的に応じた取付位置、形式、数量及び容量とすること。 ・ 災害時の予備電源は、一般用と区別できるようにすること。 ・ 将来のWi-Fi対応として、各室の室面積に応じて天井コンセントを適切な個数設置すること。 ・ 浸水被害時にも電気自動車充電用電源を適切に確保できるよう、防災棟等の浸水予想高さ以上の各所に適正な数のコンセントを設置すること。
構内電話交換設備	・ 防災棟MDF室に設置する電話交換機設備（別途発注）にて、防災棟、本庁舎、駐車場棟の全ての電話を管理する方針とする。 ・ 防災棟MDF室まで電話線（光回線、メタル回線）の引込が行えるように、地中配管設備及び弱電引込用ハンドホールを設置すること。地中配管は、十分な余裕をもった条数を確保すること。 ・ 保守・更新用のスペースや搬入ルートを確保したうえで、各E P S内に、電話端子盤（I D F）設置すること。電話端子盤（I D F）の端子台は100 P r以上の想定とするが、什器配置等を踏まえ決定すること。また、予備端子台、予備スペースも見込むこと。 ・ MDF室もしくはE P S内電話端子盤（I D F）から各所室までの電話配管、弱電ラック等を設置すること。 ・ 電話交換機、フロア内の主装置、各所室の電話機、弱電端子盤（I D F）の端子台から電話機等までの配線は市が整備する。 ・ MDF室に本庁舎用電話端子盤を新設し、防災棟と本庁舎間

別紙 1 防災棟施設計画要領

	の配線を敷設すること（別紙 2 参照）。 ・ 昇降機設備の遠隔監視用等に配線を行うこと。
構内情報通信設備	・ 防災棟MD F 室まで通信線（光回線（NTT、かわせみネット、中国電力線他））の引込が行えるように、地中配管設備及び弱電引込用ハンドホールを設置すること。地中配管は、十分な余裕をもった条数を確保すること。 ・ 防災棟データセンターと本庁舎 5 階データセンター間に、次に示す以上の光配線を敷設すること。両端にはそれぞれ端子盤（光整端箱19インチラック設置型 800コネクタ対応型）を新設すること。 ➤ SM412芯 ノンゼロ分散ファイバ 44芯を含む ➤ SM232芯 ノンゼロ分散ファイバ 20芯を含む ➤ SM76芯+予備 16芯 ➤ MM152芯+予備 16芯 ・ 防災棟内データセンターより各階EPSにマルチモード光ファイバ（GI）8 芯を設置すること。データセンター内に端子盤（光整端箱）を新設すること。 ・ 防災棟の諸室に、各階EPSより、各室に対しLANcat 6 ケーブル 4 本を配線すること。諸室内、OAフロア（フリーアクセスフロア）内に室内余長 5 m 程度を確保し、メスジャックの状態で設置すること。
テレビ共同受信設備	・ 地上波デジタル放送、BS 及びCS 放送の受信が可能なアンテナ及び増幅器、ケーブルテレビによる受信設備等を設け、映像及び音響設備とも連携した共聴設備とすること。 ・ その他設備のアンテナを計画するため、設置スペースを確保すること、また将来用予備配管を確保すること。
拡声設備	・ 防災棟中央監視室に放送設備を設け、マイクによる音声放送が可能なものとする。 ・ 本庁舎の放送設備と接続し、防災棟と本庁舎で相互放送が可能なものとする。 ・ 浸水時においても、浸水階以外への放送を可能とすること。 ・ 一般業務放送は、非常放送、BGM 放送、時報と兼用とすること。 ・ 防災棟放送設備より本庁舎拡声設備の既存機能を全て網羅すること。（別紙 2 参照）
会議室音響設備	・ 会議室用として災害対策本部オペレーションルームに会議室用音響設備を設置すること。 ・ マイク（盗聴防止に配慮かつ会話入切ボタン付き）、アンプ、天井スピーカーを一般放送とは別に設置すること。
誘導支援設備	・ 障がい者に配慮し各種誘導案内設備を設置すること。
インターホン設備	・ 防災棟 1 階出入口、本庁舎との連絡通路の出入口（防災棟側、本庁舎側双方）に、ネットワーク対応のインターホンを設置し、中央監視室に設置されているインターホンと連携すること。 ・ インターホンはカメラ付きとし、遠隔で開錠可能とすること。
入退室管理設備	・ データセンター、サーバー室等に、入退室管理設備を設置すること。 ・ 防災棟 1 階出入口、本庁舎との連絡通路の出入口（防災棟側、本庁舎側双方）に、カード認証等による開錠システムを

別紙 1 防災棟施設計画要領

	設置すること。 ・ 建物への入退室管理システムは、全職員（3,500 人程度）の登録が可能なシステムとすること。なお、既存システムは、職員証のカード情報を用いており、同様のシステムを導入する場合は、カード作成は不要とする。サーバー室等への入退室管理システムは、認証方式や運用方法も含めて、効率的かつ安全性の高いシステムとすること。
時計設備	・ 中央監視室及び各室に時計を設置すること。 ・ 各時計の時刻修正は、自動で行えるものとし、各室での時刻のずれが発生せず、維持管理が容易であること。
自動火災報知設備	・ 中央監視室に受信機を新設し、防災棟の自動火災報知設備を監視制御すること。 ・ 本庁舎、駐車場棟の自動火災報知設備と接続し、中央監視室の受信機にて、本庁舎、駐車場棟の自動火災報知設備や電気錠についても監視制御可能な計画とすること。
構内配電通信線路	・ 地中に埋設する配管は、G L より600mm以上深くなるように敷設すること。 ・ 地中埋設管路には、埋設深さ半分の位置に埋設標識シート（2 倍長）を設けること。また、必要に応じて埋設標を設けること。 ・ 建物と外部とを接続する配管は、不等沈下対策を行うこと。 ・ 地中管路には、適切な箇所に点検スペースも含めた適切な大きさのハンドホール、マンホールを設けることとし、蓋は周囲の意匠に配慮すること。また、車両通行部分のハンドホールは、重耐重蓋とすること。 ・ 予備配管を適切に見込むこと。
中央監視設備	・ 防災棟の受変電設備、発電設備、無停電電源装置、照明制御、空調設備、自動火災報知設備、電気錠、排煙設備、電気時計の監視制御及び投入遮断を自動及び遠隔で行うことが可能なものとする。 ・ 本庁舎及び駐車場棟の各設備と接続し、本庁舎各階盤で照明の一括入切、空調、換気、給水、排水の各設備の監視制御等を行うことが可能なものとする。 ・ 各受変電設備の状態を監視できるよう配慮すること。 ・ 防災棟のエネルギー等使用量の監視、分析が行えるように必要個所に電力量計等を設置すること。 ・ 空調、換気、給水、排水の発停、自動制御、温度設定、スケジュール運転等を行うことが可能なものとする。 ・ 各機器の状態、異常信号、使用量が監視できるものとする。
監視カメラ設備	・ 防災棟周辺の車や人の立ち入りを監視することを目的として適切な位置・数の監視カメラを設置すること。 ・ カメラは夜間でも監視及び録画を行う機能を有すること。 ・ 録画容量は1 週間分以上とすること。 ・ 主装置は中央監視室に設置すること。また、本庁舎の出入口監視カメラ主装置を移設し、一体的に管理すること。
その他	・ 構内通信線等を諸室に敷設することを目的とし、E P S より各諸室までの共用廊下天井内に、500mmの弱電用ラックを設置すること。
空調設備	

別紙 1 防災棟施設計画要領

空調設備	・ 空調設備は、環境配慮、保守性、更新性を考慮し高効率の空調機を採用すること。 ・ 電源は特殊電圧の採用を避けること。 ・ 可能な限り諸室各所で温度等のモニタリングや温度調整ができるよう配慮すること。 ・ 対象諸室の機能等に応じて、機器の能力余裕や冗長性を確保すること。なお、対象室は、空調停止が当該室設置機器の機能を著しく毀損する室とする。冗長性については、同室の機能を維持するため、故障時・保守時にも必要能力を確保すること。 空調負荷の参考値として現時点での各室の空調機定格冷房能力、ラック数等は下記のとおりとする。 ➤ コンピューター室（マシン室）：本庁舎に存置 定格冷房能力104kW、 20ラック+連続紙ページプリンタ装置 （制御中約75.0MJ/h）×2台 ➤ サーバー室（データセンター）：段階的に機能を移転 定格冷房能力96.5kW、 20ラック ➤ 水道局サーバー室：段階的に機能を移転 2ラック ➤ 防災サーバー室：段階的に機能を移転 2ラック
換気設備	・ 空気バランス、省エネルギー性能、環境性能、シックハウス対策に配慮すること。
排煙設備	・ 自然排煙を原則とすること。
自動制御	・ 防災棟、本庁舎の浸水時にも両棟とも可能な限り機能を確保できるよう配慮すること。 ・ 防災棟、本庁舎各電気使用量の測定、分析を行い最適なエネルギー管理が可能な様に中央監視とは別に、BEMSを採用すること。 ・ 設備機器類の日常運転や維持管理、異常警報等の監視システムを設置すること。
給排水衛生設備	
給水設備	・ 防災棟、本庁舎の災害時にも両棟とも十分に機能を確保できるよう配慮すること。受水槽は耐候性能に十分配慮すること。 ・ 給水方式の選定に当たっては、合理性に配慮すること。 ・ 受水槽は災害時に7日分の水量を確保可能な容量とすること。 ・ 経済性や保守性等を踏まえつつ、防災棟の建物特性を踏まえて井水等の利用も検討すること。 ・ 受水槽には、感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設けること。 ・ 災害時の定義は、倉敷市業務継続計画に記載の内容とすること。 給水計算対象人員は、要求水準書に示した基準に準拠すること。
排水設備	・ 地震等の災害により、排水機能が停止しないように、排水システムの耐震性を確保すること。

別紙 1 防災棟施設計画要領

	・ 保守性、機能性に配慮すること。 ・ 外部排水に当たっては既存の排水を阻害しないよう配慮すること。 ・ 緊急対応として、地下に 7 日分の排水を貯留可能な設備を設置すること。 ・ 地下汚水貯留槽は、浸水時にも水密性を有する構造とすること。 ・ 本庁舎と同様に、近接する排水処理施設へ汚水をポンプにて庁舎周辺の本管に接続し排水すること。本管については別添資料 6_下水道管路図を参照すること。 ・ 平時には自然流下による排水を可能とすること。
給湯設備	・ 保守性、機能性、省エネ性に配慮すること。
衛生設備	・ 機能性、清掃を含む保守性に配慮すること。 ・ 感染症対策に十分配慮し、非接触型を基本とした衛生器具を採用すること。 ・ 想定される建物利用者に応じて誰もが使いやすい器具を採用し、ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・ 全ての大便器には暖房機能付き温水洗浄便座を設置すること。
ガス設備	・ 敷地内に中圧配管が引き込まれていることから、防災棟の建物特性を踏まえて本中圧配管の有効活用を考慮すること。
消火設備等	・ 原則として、消火器ボックスは、壁埋め込み方式とすること。 ・ 不活性ガス消火設備を電気室、発電機室、中央監視室、サーバー室については採用すること。なお、当該消火設備は、消防法で定められている設備のうち、居室での使用を禁じられていないもの、温暖化対策等への影響のないもので、消火剤による汚損の少ない方式とすること。

別紙 1 施設計画要領

3. 必要諸室及び仕様 (下記の設置階は災害時、平時の連携などを考慮したフロア構成としているが、主要な室、機能以外であれば設置階の変更も可能とする。)

設置階 (基本計画時想定)	当該階への設置	所管部署	必要諸室(名称)	必要 (有効)面積 [㎡]	想定利用人数 (定員)	目的	動線・配置計画、その他留意事項	建築					設備										市側で別途設置する特殊設備
								床 免震・ 機器 免震等※1	O A フロア※2	出入口		遮 音 性能	照明	電源		警備	配管等				空調・換気		
										ド ア 形状 (室⇄廊下)	ド ア 形状 (室⇄室)			非常 発電 回路	コ ン セ ン ト		非常 発電 回路	入 退 室 管理	電 話 端 子	T V 接 続 端 子		構 内 L A N	
3		総務	電気室				要求水準を担保する面積を確保すること。						○	○	○		○		○		○		
3		総務	電話交換機室	20									○	○	○		○		○		○		
3		総務	バッテリー室				要求水準を担保する面積を確保すること。						○	○							○		
3		総務	自家発電機室				要求水準を担保する面積を確保すること。				○	○	○	○			○					○	
3		総務	多目的室				総3階建てを想定し、余剰となる空間があれば設置のこと。別添16には倉庫として記載している。						○	○	○		○		○				
3	必須	水道	事業管理者室	40	1	水道事業管理者の執務室			○	開戸	開戸	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
3	必須	水道	局応接室(会議室)	50	25	水道局の応接・会議室	専用扉で行き来可能とする。		○	引戸	開戸	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
3	必須	水道	備南水道事業団	50	11	備南水道事業団の執務室			○	引戸		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
3	必須	水道	水道局執務室	470	85	水道局の窓口・執務室	オープンフロアとする。		○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	
3		水道	書庫	60										○									
3	必須	水道	倉庫(協議室)	20										○									
3	必須	水道	入札室	40	30	水道局の入札室			○	開戸		○	○	○	○		○		○	○	○	○	
3		水道	更衣室(男)		85	水道局職員用男性更衣室	・2区分分割用カーテンを設置すること。 ・想定人員を考慮した面積を確保すること。 ＜ロッカーサイズ＞ ・3人用ロッカー(幅900×奥行520×H1800) ・1人用ロッカー(460×520×H1800)※幹部用(5人程度)							○									
3		水道	更衣室(女)		36	水道局職員用女性更衣室	・2区分分割用カーテンを設置すること。 ・想定人員を考慮した面積を確保すること。 ＜ロッカーサイズ＞ ・3人用ロッカー(幅900×奥行520×H1800) ・1人用ロッカー(460×520×H1800)※幹部用(1人程度)							○									
3	必須	水道	相談室1・2・3	60		会議・作業・仮眠などの多目的スペース	3室に分割(可動間仕切壁等)		○					○			○		○				
3	必須	水道	サーバー室 ※3	30		水道局用サーバー室	サーバー室関係は3階にて集約 底面積1㎡のサーバーラック4本を想定	○	○*					○	○	○	○	○	○	○	○	○	水道料金等システム 水道管路情報システム 水道GIS用ファイリングシステム 遠方監視システム テレメータシステム 積算システム 会計システム 庁内用水道局ファイルサーバー 外部用水道局ファイルサーバー 水道管路情報システム 水道GIS用ファイリングシステム
3	必須	防災	サーバー室 ※3	15		防災危機管理室用サーバー室	サーバー室関係は3階にて集約 底面積1㎡のサーバーラック2本を想定	○	○*					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	必須	情報	データセンター ※3	120		本庁舎を含めたデータの中核となる室	サーバー室関係は3階にて集約 底面積1㎡のサーバーラック25本を想定	○	○*	開戸	引戸			○	○	○	○	○	○	○	○	○	サーバーラック
3	必須	情報	情報センター	40			サーバー室関係は3階にて集約	○	○*	開戸	引戸			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	必須	防災	災害対策本部室	240		災害時に災害対策本部員が参集する室 災害時の情報の収集、活動方針、関係機関との調整、市民への情報伝達内容の決定・指揮を行う室 平時は会議室として使用 外壁面(1面)にはモニターの設置を予定している	平時は会議室として使用することを想定し、収納庫(机、イス等)を含んで5室程度に分割(可動間仕切壁等)なこと。		○*	引戸		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	災害対策室用サーバー 衛星携帯電話 県防災情報ネットワーク 中国電力通報装置
2	必須	防災	オペレーションルーム	200	災害時の情報の収集、活動方針、関係機関との調整、市民への情報伝達内容の決定・指揮を行う室			○*	引戸		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	消防指令端末 電子黒板
2	必須	防災	防災危機管理室	120	26	危機管理課、防災推進課執務スペース	危機管理監室、システム操作室へ直接アクセス可能とする。		○*	引戸	開戸			○	○	○		○	○	○	○	○	映像通信コントロールシステム操作卓 緊急情報システム
2	必須	防災	危機管理監室 (応接兼)	22	1	防災危機管理監執務スペース	防災危機管理室へ直接アクセス可能とする。		○	引戸	開戸	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	J-ALEART 情報共有用設備
2	必須	防災	システム操作室	15	3	災害時の情報の収集、活動方針、関係機関との調整、市民への情報伝達内容の伝達システムを操作する室	防災危機管理室からのみのアクセス		○*		引戸			○	○	○		○	○		○		
2	必須	防災	作業室	30		防災危機管理課職員が作業・会議などを行うスペース			○	開戸				○	○	○		○		○	○	○	
2	必須	防災	相談室1・2	30		会議・作業・仮眠などの多目的スペース	2室に分割(可動間仕切壁等)		○	引戸					○		○						

別紙 1 防災棟施設計画要領

2	必須	消防	消防団室	90	26	消防団員が参集する室		○	引戸	開戸	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
2	必須	消防	消防局災害対策室	90	30	災害時に消防局員が参集する室 災害時の情報の収集、活動方針、関係機関との調整、市民への情報伝達内容の決定・指揮を行う室	災害時一続きに運用する。 (可動間仕切壁等)	○*	引戸	開戸	○	○	○	○		○	○	○	○	○	災害対策室システム
2	必須	消防	消防局長室	50	1	局長の執務室・応接室を兼ねる	執務室又は消防局災害対策室に隣接することを想定	○	開戸	開戸		○	○	○		○	○	○	○	○	
2	必須	消防	消防局事務室	350	49	消防局の窓口・執務室	オープンフロアとする。	○				○	○	○		○	○	○	○	○	
2		消防	防災倉庫	30		消防局災害備蓄品倉庫			引戸			○	○	○							
2	必須	消防	相談室1・2・3・4	40		会議・作業・仮眠などの多目的スペース	・4室に分割(可動間仕切壁等) ・1室を消防局災害対策室に隣接することを想定	○	引戸	開戸		○	○	○		○		○	○	○	
2	必須	消防	相談室5・6・7・8	40		会議・作業・仮眠などの多目的スペース	4室に分割(可動間仕切壁等)	○	引戸				○		○		○				
2		消防	書庫(消防局共通)	80					開戸				○		○						
2	必須	消防	書庫(危険物保安課)	30					開戸				○		○						
2		消防	収納庫1	20		消防局用物品収納庫			開戸			○	○								
2		消防	収納庫2	50		消防局用物品収納庫			開戸			○	○								
2		消防	更衣室(男)		65	消防局・防災危機管理室職員用男性更衣室	46人(消防局)+19人(防災)の合算を考慮した面積を確保すること。 <ロッカーサイズ> ・3人用ロッカー(幅900×奥行520×H1800) ・1人用ロッカー(460×520×H1800)※幹部用(10人程度) ・下駄箱(300×350×H250)※消防局のみ		開戸					○							
2		消防	更衣室(女)		9	消防局・防災危機管理室職員用女性更衣室	5人(消防局)+4人(防災)の合算を考慮した面積を確保すること。 <消防局ロッカー> ・3人用ロッカー(幅900×奥行520×H1800) ・1人用ロッカー(460×520×H1800)※幹部用(1人程度) ・下駄箱(300×350×H250)※消防局のみ		開戸					○							
2		共用	印刷室	20								○	○					○			
1	必須	消防	防火衣収納庫	20		消防局用防火衣収納庫			開戸			○	○								
1	必須	防災	防災資材倉庫	90		防災危機管理課・消防局・水道局職員用備蓄倉庫			開戸			○	○	○							
1	必須	水道	水道営業課	130	30	水道局の窓口・執務室	オープンフロアとする。	○				○	○	○		○	○	○	○		第1環境イントラネットシステム 水道配管図交付機
1		総務	中央監視室 施設防災センター			本庁舎を含めた監視室及び副守衛室	フロアレベルは地盤面高さより+1,200mm以上とする。	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	
1	必須	総務	リエゾン室	710		災害時は仮眠スペースもあわせて設置 平時は会議室として使用	・可動間仕切壁にて定員50～100人程度の会議室に区分 ・要求水準を担保し、必要人員を配置できるスペースを確保すること。	○	開戸		○	○	○		○		○	○	○		
1		共用	シャワー・脱衣室(男)		5	男性シャワー・脱衣室	手洗い・洗面化粧台・洗濯機パンを設置		開戸				○								
1		共用	シャワー・脱衣室(女)		5	女性シャワー・脱衣室	手洗い・洗面化粧台・洗濯機パンを設置		開戸				○								
各階	必須	共用	廊下				・廊下幅は、カウンターテーブルによる接客対応窓口や、 機材や物資の仮置きスペースなどの使用を想定し、余裕を持たせること。 ・3階水道局給水課付近の廊下には、水道管配管図交付機及び閲覧スペースを確保すること。(約4㎡)					○	○								
各階	必須	共用	階段				・必要数を設置するとともに、安全で円滑な利用が可能なスペースを確保すること。					○									
各階	必須	共用	EVホール				・物資の搬出入や仮置き等も想定したスペースを確保すること。					○	○								
1	必須	共用	エントランスホール (風除室共)				・エントランスには、災害時には資材仕分け等にも使用し、 平常時は展示やホールとしても利用可能な多目的なスペースを確保すること。					○	○		○						
1		共用	物資集積所				・物資集積が可能な多目的スペースを確保すること。					○	○								
1	必須	共用	ピロティ				・平常時は、来庁者の歩行者用動線として使用 ・災害など非常時には、物資の搬出入や一時保管等に加え、 緊急車両等の通行や横づけも可能なスペースを確保すること。					○	○								
各階	必須	共用	トイレ				・想定人員を考慮した必要台数及び使いやすさを考慮した スペースの確保					○	○								
各階	必須	共用	給湯室				・冷蔵庫や収納等も含め、使いやすさを考慮したスペース の確保						○								

注)※1:耐震構造の場合に、免震対応が必要な室 ※2:○*は関係部署と打ち合わせの上必要高さ設定が必要な室 ※3:部屋をまとめる場合は各部署ごとにネットフェンス等(錠付)で仕切ること。 ※4:可動間仕切壁等はスライディングウォールを想定している。